

議案第197号

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部
を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年12月13日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、竹丘町三丁目地区地区計画の区域における適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、建築物の用途等に関する事項について新たに条例による制限として定める必要があるによる。

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部
を改正する条例

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成2年福岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1 石城町・沖浜町地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

竹丘町三丁目地区地区整備計画区域	福岡広域都市計画地区計画竹丘町三丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
------------------	---

別表第2 石城町・沖浜町地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

竹丘町三丁目地区地区整備計画区域	北西ゾーン	<p>(1) 風俗営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第5号に該当するものを除く。）及び性風俗関連特殊営業に供する建築物</p> <p>(2) 法別表第2（ほ）項第2号に掲げる建築物</p> <p>(3) 法別表第2（へ）項第2号及び（と）項第3号に掲げる工場</p> <p>(4) 法別表第2（か）項に掲げる建築物</p> <p>(5) 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物（専ら危険物の貯蔵又は処理以外の用途に供する建築物に附属するものを除く。）</p>				
	駅ゾーン	<p>(1) 風俗営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号に該当するものを除く。）及び性風俗関連特殊営業に供する建築物</p> <p>(2) 法別表第2（ほ）項第2号に掲げる建築物</p> <p>(3) 法別表第2（へ）項第2号及び（と）項第3号に掲げる工場</p> <p>(4) 法別表第2（か）項に掲げる建築物</p> <p>(5) 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物（専ら危険物の貯蔵又は処理以外の用途に供する建築物に附属するものを除く。）</p>				

		建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは塀で高さ2メートルを超えるもの（歩廊、渡り廊下、バス停留所の上屋その他これらに類する建築物の部分で、歩行者の通行上支障がないものに係る部分を除く。）	(1) 福岡広域都市計画道路南福岡駅前線との敷地境界線	2	歩行者用通路1号の区域内の部分（床面（屋外の1階部分に設置されるものにあつては、地盤面）からの高さが2.5メートルを超える建築物の部分に係る部分を除く。）	
			(2) 市道竹丘町1490号線との敷地境界線	1		
1,000		建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは塀で高さ2メートルを超えるもの（歩廊、渡り廊下、バス停留所の上屋その他これらに類する建築物の部分で、歩行者の通行上支障がないものに係る部分を除く。）	(1) 福岡広域都市計画道路南福岡駅前線、県道大野城二丈線（都市計画の計画図において2メートルの壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分に接する部分に限る。）、市道東雲町1389号線及び市道春町1415号線（都市計画の計画図において2メートルの壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分に接する部分に限る。）との敷地境界線	2	(1) 交通広場の区域内の部分（歩廊、バス停留所の上屋その他これらに類する建築物の部分で、交通広場の利用上支障がないものに係る部分を除く。） (2) 広場A及び広場Bの区域内の部分（床面（屋外の1階部分に設置されるものにあつては、地盤面）からの高さが2.5メートルを超える建築物の部分及びこれを支える柱並びに駅の管理上必要な施設で、広場の利用上支障がないものに係る部分を除く。）	建築物の各部分の高さは、当該部分から市道東雲町1389号線又は市道春町1415号線の反対側の境界線までの真北方向の水平距離が、8メートル以下の場合にあつては当該距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とし、8メートルを超える場合にあつては当該距離から8メートルを減じたものに0.5を乗じて得たものに20メートルを加えたもの以下とする。
			(2) 市道竹丘町1490号線との敷地境界線	1		

	南東ゾーン	危険物の貯蔵又は処理に供する建築物（バス事業に供するもの及び専ら危険物の貯蔵又は処理以外の用途に供する建築物に附属するものを除く。）						

別表第2 那珂六丁目地区地区整備計画区域の項中「（昭和23年法律第122号）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

					(3) 歩行者用通路1号、歩行者用通路2号及び歩行者用通路3号の区域内の部分(床面(屋外の1階部分に設置されるもの)にあつては、地盤面)からの高さが2.5メートルを超える建築物の部分に係る部分を除く。)
		建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは塀で高さ2メートルを超えるもの(歩廊、渡り廊下、バス停留所の上屋その他これらに類する建築物の部分で、歩行者の通行上支障がないもの)に係る部分を除く。)	市道春町1404号線との敷地境界線	1	